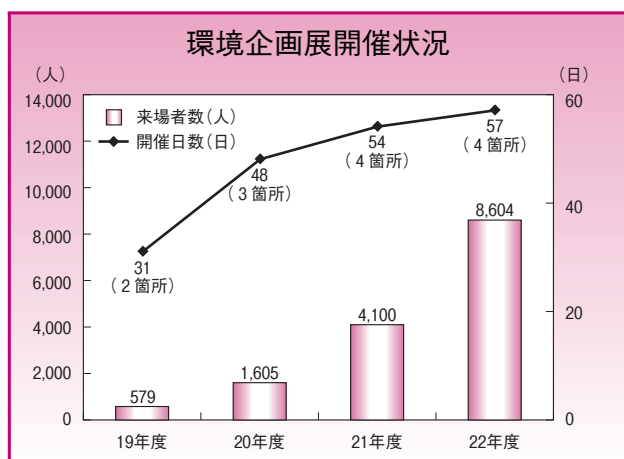


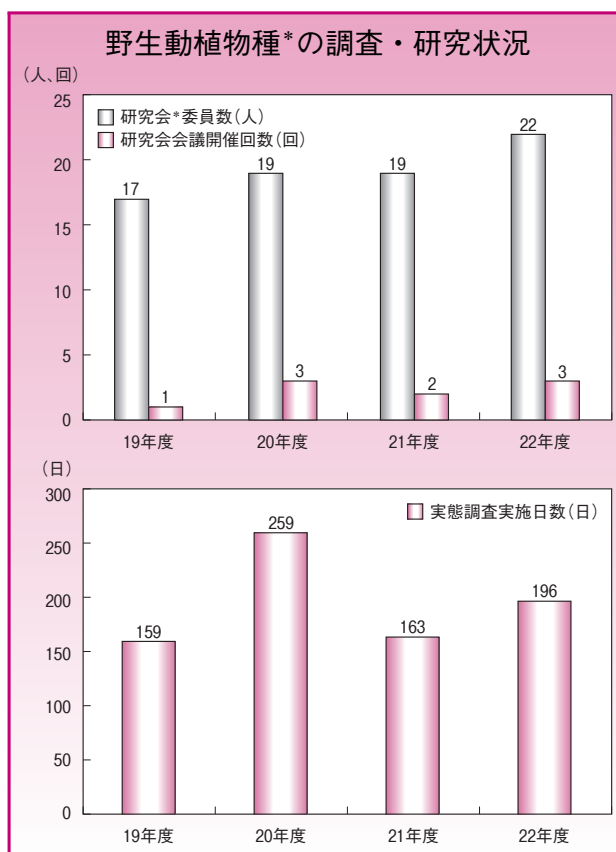
## 基本施策 1-① 自然環境の保全・活用

### 現状

本市は、592.82km<sup>2</sup>の広大な面積を有しており、標高は200mから三本槍岳山頂の1,917mまで約1,700mの高低差があります。北西部山岳地帯の多くが日光国立公園\*に指定され、平野部においても大小様々な河川、水路、湿地があり、広大な農地や美しい平地林が広がり、変化に富む、豊かな自然環境があります。一方、本市は、近年においても人口や世帯数が増加し、都市的土地利用も進んでおり、人と自然が共生する地域づくりを今後とも推進する必要があります。



※ ( ) 開催会場数



### 課題

市の環境保全に関する施策の体系的な推進

市民の環境保全意識を高める取組の展開

自然環境の重要な構成要素である野生動植物種の絶滅の防止

### 目指すべき方向

(1)総合的かつ計画的な環境保全

(2)環境保全意識の高揚

(3)健全な生態系の確保

### 基本施策 目標指標

市民満足度

基準値 (平成22年度)

58点



目標値 (平成28年度)

63点

※市民満足度は、「満足している」100点、「やや満足している」75点、「どちらともいえない」50点、「やや不満である」25点、「不満である」0点とした時の全回答者の平均得点

## 具体的な施策

### (1)-1 環境保全のための基本的な計画の策定およびその推進

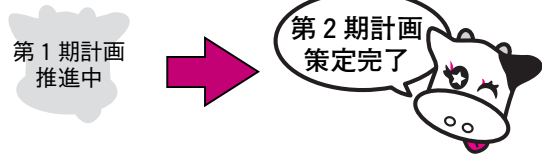
「第1期環境基本計画\*」で掲げた市の環境保全に関する各種施策を着実に推進するとともに、「第2期環境基本計画」では、複雑化する環境問題によりきめ細やかに対応できる計画の策定に努める一方で、基本計画で掲げた施策に対して、市民、事業者、行政が協働で取り組むことができる体制づくりを推進します。

**主要事業** 第2期環境基本計画策定事業  
(平成27~28年度)

**目標値** 環境基本計画

現状(平成22年度)

目標(平成28年度)



### (2)-1 環境学習の推進

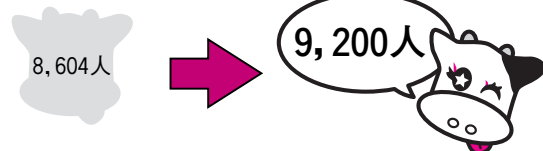
市民の環境保全意識の高揚を図り、市の豊かな自然環境を後世に継承するための啓発活動の一環として、自然観察会や環境保全に関するイベントなど、各種環境学習の機会の提供に努めます。

**主要事業** 環境企画展開催事業

**目標値** 来場者数

現状(平成22年度)

目標(平成28年度)



### (3)-1 希少野生動植物種の保護

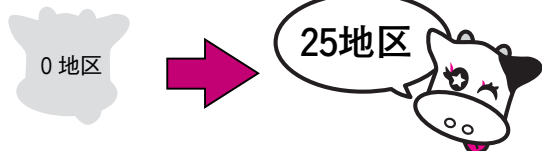
市内に生息・生育する希少野生動植物種\*の個体やその生息地・生育地の適切な保護に努めます。また、今後とも市内に生息・生育する野生動植物種の実態調査に取り組む一方で、その調査・研究成果については、「(仮称)那須塩原市版レッドデータブック\*」としてまとめ、希少野生動植物種の保護に向けた普及啓発に努めます。

**主要事業** (新) 希少野生動植物種保護対策事業

**目標値** 生息地等保全協定区\*数

現状(平成22年度)

目標(平成28年度)



### ■個別計画……第1期環境基本計画(平成20年度~平成28年度)

\*国立公園：日本の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地であって、自然公園法に基づき環境大臣が指定した地域を指す。市管内の山岳部の一部(約220km<sup>2</sup>)は、日光国立公園に指定されている。なお、国立公園内での各種行為については、許可又は届出が必要となる。

\*種：生物分類の最も基本的な単位を示す。種より大きな分類の単位には、属、科、目、綱、門、界などがあり、小さな単位には亜種などがある。

\*研究会：野生動植物種の専門家で構成する「那須塩原市動植物調査研究会」を指す。市内における野生動植物種の生息・生育状況等の調査・研究に取り組む、市の調査機関である。

\*環境基本計画：環境問題を解決するために、市民と事業者、市が一体となって進めていく環境に配慮した活動を示す指針で、環境の保全と創造に関する目標や施策の方向性と、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な項目を定めた計画。第2期環境基本計画(平成29年度~平成38年度)を平成27~28年度の2ヵ年度の中で策定予定である。

\*希少野生動植物種：市内に生息・生育する野生動植物種で、その種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものなどで「那須塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例」に基づき定めたものをいう。

\*レッドデータブック：絶滅のおそれのある野生生物について、種の絶滅の危険性を評価(ランク付)し、その現状等を解説した報告書である。環境省や都道府県では策定している。

\*生息地等保全協定区：「那須塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例」に基づき、希少野生動植物種の個体の生息地・生育地に係る土地の所有者等と市を当事者として、当該土地の適切な保全に関する協定を締結した区域をいう。

自然と共生する  
まちづくり

快適で潤いのある  
まちづくり

健やかに安心して暮らせる  
まちづくり

安全で便利な  
まちづくり

活力を創出する  
まちづくり

豊かな心と文化を育む  
まちづくり

創意と協働による  
まちづくり